

通達甲（副監．生．少育．企）第 20 号
平成 26 年 5 月 2 日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 部 長、参 事 官 殿
各 所 属 長 殿

副 総 監

警視庁少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について

〔沿革〕 平成 26 年 8 月 通達甲（副監．生．少育．企）第 29 号
28 年 9 月 同（副監．総．企．組）第 15 号
29 年 3 月 同第 6 号改正

このたび、別添のとおり、警視庁少年非行防止・保護総合対策推進要綱を制定し、平成 26 年 5 月 2 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

警視庁少年非行防止・保護総合対策推進要綱

第 1 章 総則

第 1 基本方針

少年の非行情勢に的確に対処するには、少年犯罪の取締りを強化すると同時に、少年の非行を未然に防止し、非行少年の立ち直りを支援するなど、少年の非行防止のための多角的な取組を推進することが必要である。

一方、少年が福祉犯や児童虐待等の被害に遭う重篤な事案も発生しており、これらの少年を早期に発見し保護することは、少年の非行防止と併せて、少年警察活動における重要な課題となっている。

こうした課題に的確に対応し、次代を担う少年の健全な育成を図るため、その体制を構築し、少年警察ボランティア等の関係機関・団体との連携を一層強化しながら、「強くやさしい」少年警察運営の推進に努めることを基本とする。

第 2 準拠

少年非行防止・保護総合対策の推進については、警視庁少年警察活動規程（平成 15 年 5 月 23 日訓令甲第 22 号）及び警視庁少年警察活動規程の全部改正について（平成 15 年 5 月 23 日通達甲（副監．生．少育．企）第 20 号）に定めるもののほか、この要綱の定め

るところによる。

第2章 組織体制

第3 少年非行防止・保護総合対策本部

1 設置

警視庁本部に少年非行防止・保護総合対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

2 任務

対策本部は、少年の非行情勢及び保護実態に応じた総合的な対策を策定することを任務とする。

3 構成

対策本部は、本部長、副本部長、参与及び本部員をもって組織し、その構成は、別表第1のとおりとする。

4 幹事会

(1) 設置

対策本部に、幹事会を置く。

(2) 任務

幹事会は、対策本部に付議する議案についての事前審議及び対策本部の策定した総合的対策の効果的な推進を図ることを任務とする。

(3) 構成

幹事会の構成は、会長、副会長及び幹事をもって組織し、その構成は、別表第2のとおりとする。

5 会議

対策本部の会議は本部長が、幹事会の会議は会長が、それぞれ必要の都度招集する。この場合、必要により本部長又は会長が指定する者を出席させることができる。

6 庶務

対策本部及び幹事会の庶務は、少年育成課において行う。

第4 少年非行防止・保護総合対策推進本部

1 設置

警察署に少年非行防止・保護総合対策推進本部を置くものとする。

2 任務

警察署長は、管内の少年の非行情勢及び保護実態に応じた少年非行防止・保護総合対策を挙署一体で効果的に推進するものとする。

第5 本部所属の任務

警視庁本部の所属（以下「本部所属」という。）は、主管業務を通じて、本要綱に示した諸対策を効果的に推進するものとする。

第 6 方面本部の任務

方面本部は、少年非行防止・保護総合対策を推進するため、担当区内の警察署に対する指導及び督励並びに本部所属及び警察署相互間における連絡調整に当たるものとする。

第 3 章 少年警察の運営

第 7 体制の充実強化等

1 少年非行防止・保護のための総合的な体制の確立

(1) 各部及び各課等との連携

ア 本部長は、少年非行防止・保護総合対策を効果的に推進するため、必要に応じて各部及び各課との連携を図るものとする。

イ 警察署長は、少年非行防止・保護総合対策を効果的に推進するため、学校、家庭及び地域との連携を図るものとする。

(2) 少年センターの充実

ア 少年育成課長は、地域における少年非行防止・保護総合対策の実施拠点として、少年センターの体制の整備を図るものとする。

イ 少年育成課長は、少年の非行情勢及び保護実態に関する迅速な情報交換を行うため、少年センターの活動区域ごとに学校警察連絡協議会を設置し、学校及び関係機関との連携を図るものとする。

ウ 少年育成課長は、地域における少年非行防止・保護総合対策を推進するため、少年センター及び区市町村等の関係機関・団体並びに少年警察ボランティアとの連携を図るものとする。

(3) 少年センターと警察署との連携

ア 少年育成課長は、地域における少年非行防止・保護総合対策を効果的に推進するため、少年センター及び関係警察署との連携を図るものとする。

イ 警察署長は、次に掲げる施策を推進するため、少年センターとの連携を図るものとする。

(ア) 非行集団及び不良グループ（以下「非行集団等」という。）による非行の凶悪化、粗暴化に対処するため、地域実態に即した非行防止対策、解体補導等を実施すること。

(イ) 非行少年等に対する立ち直り支援対策を実施すること。

(ウ) 学校、家庭及び地域に関連した少年の非行防止及び保護対策を実施すること。

(4) 警察署の体制の整備

警察署長は、少年警察の適正な運用を図るため、業務推進に必要な要員の確保等、署情に応じた体制の整備に努めるものとする。

(5) 少年関係事件情報の管理体制の整備

本部長は、少年事件及び福祉犯の情報を集中管理する体制の整備を図るものとする。

(6) 調査研究等の委託

少年育成課長は、少年非行防止・保護総合対策を推進するため、必要な調査、研究、講演等について、必要に応じて学識経験者等に協力を求めるものとする。

(7) 地域住民との意見交換

少年育成課長及び警察署長は、少年非行防止・保護総合対策に資するため、関係機関・団体及び少年警察ボランティアとの連携の下、地域住民との意見交換に努めるものとする。

2 関係部門、関係機関・団体及び少年警察ボランティアとの連携

(1) 関係部門との連携

本部長及び警察署長は、少年事件を処理する場合において、他の部門に関連する事案については、当該関係部門との連携による捜査体制の強化を図るものとする。

(2) 関係機関・団体等との連携

少年育成課長、少年事件課長及び警察署長は、少年警察活動を行うに当たっては、関係機関・団体及び少年警察ボランティアとの連携を図るものとする。

3 職員等に対する実践的教養

(1) 少年警察部門の警察官の育成

警務部長は、生活安全捜査任用科教養における少年警察部門の教養の充実及び技能指導官制度を活用した実践的教養の強化に努め、少年警察部門の警察官の育成を図るものとする。

(2) 教養の充実

ア 警務部長は、少年警察に関する実務講習等の内容の充実に努めるものとする。

イ 警察署長は、地域警察官の実務能力の向上を図るため、少年担当係の幹部による所属教養の充実に努めるものとする。

ウ 本部長及び警察署長は、少年警察ボランティアとの協力体制の強化及び補導技術等の向上を図るため、研修会の内容の充実に努めるものとする。

第 8 少年事件に係る捜査及び調査の強化

1 捜査及び調査指揮並びに指導体制の充実

(1) 少年事件指導官等の運用

本部長は、的確な少年事件捜査及び調査（以下「少年事件捜査等」という。）を推進するため、少年事件指導官、ぐ犯事件指導官及び適正捜査担当指導官の効果的な運用を図るものとする。

(2) 少年事件選別責任者の活用等

ア 捜査を担当する本部所属の長は、非行少年の処遇の適正を図るため、措置区分の選別及び処遇意見の決定を行うときは、少年育成課長又は少年事件課長と協議するものとする。

イ 警察署長は、非行少年の処遇の適正を図るため、措置区分の選別及び処遇

意見の決定を行うときは、少年事件選別責任者を効果的に活用するものとする。

(3) 少年事件捜査等の指揮の徹底

ア 捜査を担当する本部所属の長及び警察署長は、少年の特性に配慮した少年事件捜査等を行うため、事件を確実に掌握し、的確な指揮に努めるものとする。

イ 警察署長は、非行集団等による悪質又は特異な事件の徹底解明及び解体補導を図る場合においては、当該事件の主管課と連携し、的確な少年事件捜査等の指揮に努めるものとする。

2 適正かつ緻密な少年事件捜査等の推進

(1) 適正捜査の推進

捜査を担当する本部所属の長及び警察署長は、非行少年の処遇の適正を図るため、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）等に定める手続、非行事実の認定等を厳正に行うとともに、「非行なし」決定事案を発生させないため、適正な少年事件捜査等を推進するものとする。

(2) 審判制度を踏まえた少年事件捜査等の推進

捜査を担当する本部所属の長及び警察署長は、挙証の万全を期するため、少年事件における審判制度の特質及び傾向を踏まえた少年事件捜査等を推進するものとする。

3 関係機関との連携

少年育成課長及び少年事件課長は、非行少年の適切な処遇を図るため、家庭裁判所との定期的な連絡協議会の開催に努めるほか、検察官、家庭裁判所調査官及び同書記官と緊密な連絡を行うとともに、非行少年の問題点の解決を図るため、検察庁、家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、保護観察所、児童相談所等の関係機関との連携に努めるものとする。

第9 福祉犯に対する捜査力の強化

1 連携の強化

(1) 効果的な端緒入手活動

捜査を担当する本部所属の長及び警察署長は、福祉犯捜査を効果的に推進するため、関係部門との連携を図り、家出少年の行動調査、暴力団等の事件の取扱い、法令により少年の立入りが制限されている場所への立入調査、少年の性を売り物とする営業所の調査、インターネット上の情報等により、効果的かつ多角的な端緒入手に努めるものとする。

(2) 関係機関との連携

少年育成課長及び警察署長は、捜査及び被害少年の保護の適正を図るため、平素から労働基準監督署、公共職業安定所その他福祉犯に関連する可能性が高い営業を監督する行政機関との情報交換を行うなど、連携に努めるものとする。

2 効果的な福祉犯捜査の推進

(1) 計画的な捜査の推進

本部長及び警察署長は、組織的かつ効果的な捜査を推進するため、暴力団による福祉犯、国際犯罪組織による福祉犯及び対策本部の指定する福祉犯に重点を指向し、かつ、取締月間を設定するなど、計画的な捜査に努めるものとする。

(2) 合同捜査及び共同捜査の推進

本部長及び警察署長は、組織的かつ広域的な福祉犯に対処するため、関係所属又は道府県警察との合同捜査及び共同捜査を推進するものとする。

(3) 女性警察官の効果的運用

少年育成課長、少年事件課長及び警察署長は、福祉犯による被害少年、その保護者等の精神的打撃に配慮した捜査を推進するため、女性警察官の効果的な運用を図るものとする。

3 関係法令を活用した取締りの徹底

本部長及び警察署長は、関係部門・機関との連携の下、次に掲げる事項を徹底するものとする。

(1) 性的逸脱行為の温床となりやすい性風俗関連特殊営業その他の少年の性を売り物とする営業等について、その実態を把握し、行政指導の徹底に努めるとともに、違反行為を認知したときには、機を失することなく、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）等の関係法令を活用した取締りを行うこと。

(2) 児童ポルノ、児童買春等児童を対象とした性的犯罪の情報収集に努め、少年を性的被害から保護するとともに、少年に対する買春等、少年の権利を侵害する行為については、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）等の関係法令を活用した取締りを行うこと。

(3) 少年補導、少年相談その他あらゆる警察活動を通じ、覚醒剤等薬物事犯に係る福祉犯情報の収集に努めるとともに、少年に対する覚醒剤等薬物の供給源の遮断を図るため、覚醒剤等薬物事犯に係る福祉犯の取締りを行うこと。

第 10 街頭活動等

1 少年警察ボランティア、学校関係者等との緊密な連携の保持

(1) 少年警察ボランティアとの連携

少年育成課長及び警察署長は、街頭活動の強化を図るため、少年警察ボランティアとの緊密な連携を保持するものとする。

(2) 学校関係者等及び関係機関・団体との連携

少年育成課長及び警察署長は、街頭活動の効率化を図るため、東京都、区市町村、教育委員会、学校等の関係機関・団体はもとより、防犯協会、母の会、PTA、保護司会等との緊密な連携を保持するものとする。

(3) 関係機関・団体への働き掛け

少年育成課長及び警察署長は、次に掲げる施策を推進し、地域における街頭活動等について関係機関・団体への働き掛けを行うものとする。

ア 連絡会議の計画的な開催に努め、少年の非行情勢又は保護実態についての

情報を提供するなどにより、理解及び協力を得ること。

イ 非行集団等対策、薬物乱用防止対策、性非行防止対策、インターネット上の違法情報及び有害情報対策等の諸対策の実施を要請すること。

ウ 校外における生徒指導の実施及び講演会、座談会等の開催による少年の非行防止についての積極的な取組を要請すること。

2 街頭補導活動の強化

(1) 効果的な街頭補導活動

警察署長は、街頭補導活動の実施に当たっては、少年センターと緊密な連携をとるほか、必要により少年警察ボランティア、教職員、保護者等の協力を得て、効果的な推進を図るものとする

(2) 不良行為少年等の早期発見

少年育成課長及び警察署長は、あらゆる警察活動を通じ、非行少年、不良行為少年、被害少年及び要保護少年の早期発見補導に努めるとともに、これら少年の適切な処遇を図るものとする。

(3) 工夫を凝らした街頭補導活動

少年育成課長及び警察署長は、少年を取り巻く環境に応じて変化する少年の不良行為について、工夫を凝らした街頭補導活動を推進するものとする。

3 非行集団等の実態把握及び解体補導の徹底

(1) 非行集団等の実態把握

本部長及び警察署長は、関係機関・団体、学校関係者及び地域住民との連携を強化し、非行集団等の実態把握に努めるものとする。

(2) 非行集団等の解体補導の徹底

本部長及び警察署長は、次に掲げる施策を推進し、非行集団等の解体補導の徹底を図るものとする。

ア 非行集団等の解体補導を強化するとともに、暴力団等と関連する非行集団等については、突き上げ捜査を徹底して解体補導を図ること。

イ 非行集団等の解体補導に当たっては、他の非行集団等との分断を図ること。

ウ 教職員、保護者等との連携を図り、適切な招致補導を行うなど、非行集団等の再結成防止に努めること。

エ 関係機関・団体、学校関係者及び地域住民に対し、暴走族の実態及び問題点を訴えるなど、暴走を許さないという気運の醸成に努めるとともに、暴走族追放のための自主的活動の促進を図ること。

(3) 関係部門との情報共有

本部長及び警察署長は、非行集団等の実態把握に資する情報を関係部門と共有するよう努めるものとする。

4 継続補導の強化

少年育成課長及び警察署長は、継続して補導する必要のある少年については、原因、動機及び少年の資質に応じ、保護者、学校、児童相談所等の関係機関との連携を図り、継続補導を強化するものとする。

5 家出少年等の発見保護

- (1) 少年育成課長及び警察署長は、あらゆる警察活動を通じ、家出少年、福祉犯の被害少年等保護を必要とする少年の発見に努め、保護の徹底を図るものとする。
- (2) 前(1)の少年の保護に当たっては、少年の特性に配慮した処遇に努めるものとする。
- (3) 少年育成課長、少年事件課長及び警察署長は、補導室等保護施設の整備を図り、保護した少年の処遇の適正を期するものとする。

第 11 少年相談活動の充実

1 広報活動の促進

少年育成課長及び警察署長は、少年相談への導入を図るため、少年相談についての広報を積極的に推進するものとする。

2 少年相談活動に係る推進事項

少年育成課長及び警察署長は、次に掲げる事項について推進するものとする。

- (1) 相談者の利便を図るため、相談者の都合に配慮した少年相談活動の拡充に努めること。
- (2) 相談者が落ち着いて相談ができるよう、相談室の環境整備に配慮すること。
- (3) 少年相談担当者に対する少年相談活動に必要な知識及び技術の充実に努めること。

3 各種相談機関等との連携

少年育成課長及び警察署長は、少年相談活動を効果的に推進するため、児童相談所、家庭裁判所等の関係機関と緊密な連携の保持に努めるものとする。

第 12 被害少年保護対策の推進

1 継続的な支援活動

少年育成課長及び警察署長は、関係部門と連携を密にして、被害少年の把握に努めるとともに、少年の特性に配慮し、保護者の同意を得た上で、被害少年に対するカウンセリング等の継続的な支援活動の強化を図るものとする。

2 児童虐待への的確な対応

少年育成課長及び警察署長は、虐待を受けた児童の適切な保護及び支援を行うため、関係部門及び関係機関と連携を密にして、児童虐待事案の早期発見に向けた活動、児童相談所等への通告及び児童相談所長による立入調査等に対する適切な援助を実施するものとする。

3 被害少年サポーター等の適正な運用

少年育成課長は、犯罪等により被害を受けた少年の精神的打撃の軽減を図るため、被害少年サポーター及び被害少年カウンセリングアドバイザーの適正な運用に努めるものとする。

4 関係機関等とのネットワークの構築

少年育成課長及び警察署長は、被害少年に対する支援を得るため、児童相談所、医

療機関等の関係機関・団体をはじめ、少年警察ボランティアとの協力関係を確保し、ネットワークの構築を図るものとする。

第4章 少年の規範意識の啓発等

第13 学校関係機関等との連携

1 緊密な連携

少年育成課長及び警察署長は、薬物乱用、校内暴力、いじめ等の児童・生徒の非行情勢及び保護実態を踏まえて、次に掲げる施策を推進し、学校関係機関等との緊密な連携に努めるものとする。

- (1) 東京都、東京都教育庁、区市町村教育委員会、東京私立中学高等学校協会等との会議及び学校警察連絡協議会を積極的に開催し、児童・生徒の非行情勢及び保護実態に関する情報交換並びに具体的な対策についての協議を行うこと。
- (2) 児童・生徒の非行等について、学校と個別に連絡することにより情報を共有し、非行防止及び再非行防止を図ること。
- (3) 教職員、保護者等に児童・生徒の非行を未然に防止するよう要請するとともに、校内の非行集団等に参加している児童・生徒に対する対策の強化についての働き掛けを行うこと。
- (4) 非行、犯罪被害等の問題を抱える児童・生徒を個別に支援するため、教育委員会、学校、児童相談所その他関係機関・団体との連携に努めること。

2 いじめに関する学校等との連携

- (1) 少年育成課長及び警察署長は、いじめ事案を早期に把握し、学校等と情報の共有を図るため、いじめに関する協議会への参加並びに少年相談窓口の周知及び広報活動を図るものとする。
- (2) 少年育成課長及び警察署長は、いじめの相談を受理した場合は、相談者の求めに応じて学校に連絡するなど、学校等との緊密な連携を図るものとする。
- (3) 少年育成課長、少年事件課長及び警察署長は、犯罪行為又は児童・生徒の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じるおそれのあるいじめについては、学校等と連携し、的確な対応を図るものとする。

3 合同補導の実施

少年育成課長及び警察署長は、街頭補導を推進するに当たっては、教職員、保護者等の参加する合同補導の実施に努めるものとする。

4 児童・生徒の規範意識の啓発

少年育成課長及び警察署長は、教育委員会、学校等の関係機関との協力の下、非行防止教室等を開催し、児童・生徒の規範意識の啓発に努めるものとする。

5 児童・生徒に対する安全対策の推進

少年育成課長及び警察署長は、東京都、区市町村、教育委員会等との連携を強化し、児童・生徒を犯罪等の被害から守るための安全対策の具体的な措置について協議を行い、その推進に努めるものとする。

第 14 家庭及び地域社会との連携

1 関係機関・団体の協力を得た広報啓発活動の推進

(1) 広報啓発活動の推進

少年育成課長及び警察署長は、少年の非行情勢及び保護実態について、広報課長及び関係機関・団体の協力を得た広報啓発活動を通じて、その内容が広く地域住民の理解を得るよう努めるものとする。

(2) 広報資材の作成

少年育成課長、広報課長及び警察署長は、少年の健全な育成を図るため、効果的な広報資材を作成するものとする。

(3) 関係機関・団体に対する働き掛け

少年育成課長及び警察署長は、少年の非行防止座談会等を積極的に開催するほか、青少年問題協議会、保護司会、母の会等が主催する大会、座談会等に積極的に参加し、少年の非行情勢及び保護実態に関する情報を提供するとともに、警察からの要望、意見等について理解を得るように働き掛けを行うものとする。

2 地域住民運動による広報啓発活動の推進

(1) 少年育成課長及び警察署長は、少年警察ボランティアの団体を推進母体として、少年の社会参加活動、有害環境の浄化活動等について、地域ぐるみの活動を推進し、少年の非行防止を図るものとする。

(2) 本部長及び警察署長は、行政機関が行う少年の非行防止等の運動に協力するとともに、その一環として啓発活動を活発に推進し、少年の非行防止及び規範意識の向上を図るものとする。

第 15 少年の社会参加活動等の推進

少年育成課長及び警察署長は、関係機関・団体との連携の下、少年の社会参加活動民間推進員等の少年警察ボランティアの協力を得て、活発な少年の社会参加活動等の推進に努めるものとする。

1 社会参加活動の推進

少年育成課長及び警察署長は、地域の実情に即した効果的な社会参加活動を推進するものとする。

2 少年柔道剣道錬成大会の実施

本部長は、警察署等で実施している少年柔道剣道錬成の充実を図るため、少年柔道剣道錬成大会の実施について協力するものとする。

3 スポーツ活動等への支援

少年育成課長及び警察署長は、スポーツ活動等を行うに当たり、施設面、指導者面及び運営面の支援を行うよう努めるものとする。

4 立ち直り支援対策の推進

少年育成課長及び警察署長は、非行少年等に対して、積極的に社会参加活動等への参加を働き掛けるほか、就労支援及び就学支援にも努め、非行少年等の立ち直り支援対策を図るものとする。

第5章 少年を取り巻く有害環境の浄化

第16 社会環境の浄化活動の推進

1 関係機関・団体等との連携の強化

少年育成課長及び警察署長は、有害環境の浄化のための合同活動の実施に当たっては、東京都、区市町村等の関係機関、関係業界、少年を守る環境浄化推進委員を主体とした少年警察ボランティアとの連携を強化するものとする。

2 地域住民の協力による環境浄化活動の推進

少年育成課長及び警察署長は、少年の健全な成長を阻害するおそれのある凶書類及び玩具類を収納する自動販売機の撤去要請活動、カラオケボックス、ゲームセンター等の関係者に対する、少年のたまり場とならないための管理者対策等地域住民の協力による環境浄化活動の推進を図るものとする。

3 少年の非行を誘発しやすい環境の改善

(1) 関係業者等に対する働き掛け

少年育成課長及び警察署長は、関係業者及び関係機関・団体に対して、次に掲げる施策について働き掛けを行うものとする。

ア 関係業者に対し、連絡会等の結成を働き掛け、自主的な防犯活動及び非行防止活動を促進すること。

イ 関係業者及び関係機関・団体との対策会議等を定期的に行い、情報を交換するとともに、非行防止対策について協議すること。

ウ 非行を誘発しやすい環境及び条件を除去するため、関係業者に対し、店舗及び施設の保安施設の整備並びに保安体制の強化を働き掛けること。

エ 関係業者、少年警察ボランティア及び関係機関・団体の協力を得て、罪を犯させないための広報啓発活動を推進すること。

(2) 環境浄化重点地区の指定

警察署長は、街頭補導を重点的に行うため、非行多発地区及び非行集団等のたまり場になる地区並びに少年を取り巻く環境を浄化する必要のある地区を「環境浄化重点地区」に指定し、関係機関・団体及び地域住民と共同して、地域ぐるみで非行防止活動を展開するよう配意するものとする。

4 インターネット上の違法情報及び有害情報の抑止対策の推進

少年育成課長及び警察署長は、法令で規定する保護者及び関係事業者のフィルタリングに関する義務その他必要な事項を広報し、インターネット上の違法情報及び有害情報を見聞させないための対策を推進するものとする。

5 たまり場対策の推進

(1) 少年育成課長及び警察署長は、カラオケボックス、ゲームセンター等の不良行為少年のたまり場になりやすい場所の営業実態、少年の出入り状況等を把握して、少年警察ボランティア等との連携による計画的な補導活動を強化し、たまり場の解消に努めるものとする。

(2) 少年育成課長及び警察署長は、不良行為少年のたまり場になりやすい場所の関係業者に対して、未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）、未成年者喫

煙禁止法（明治 33 年法律第 33 号）等の関係法令に基づく指導を徹底し、関係業者の自主的措置の促進を図り、不良行為を助長する環境の浄化に努めるものとする。

(3) 本部長及び警察署長は、悪質業者に対しては、各種関係法令による指導取締りの徹底を図るものとする。

6 少年の暴力団離脱促進対策及び加入阻止対策の推進

本部長及び警察署長は、福祉犯捜査及び少年事案の取扱いを通じ、暴力団に加入している少年及び暴力団への加入を勧誘されるおそれのある少年の情報の収集に努め、暴力団からの離脱促進並びに適切な補導及び保護者への働き掛けによる暴力団への加入阻止を図るものとする。

7 児童に有害な情報の抑止

(1) 有害情報の抑止対策の促進

ア 関係機関、関係業者等に対する働き掛け

少年育成課長及び警察署長は、児童に有害な情報の氾濫を抑止するため、関係機関・団体及び関係業者に対し、次に掲げる施策について働き掛けを行うものとする。

(ア) 児童に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長するなどのおそれがある図書類、玩具類、広告物等（以下「不健全な図書類等」という。）について積極的に都知事に通報し、その行政指導又は行政措置の促進を図ること。

(イ) 不健全な図書類等については、関係業界及び業者の自主的措置の促進を図ること。

(ウ) インターネット上の違法情報及び有害情報を閲覧させない措置として、携帯電話事業者等の関係業者に対して、フィルタリングの普及その他必要事項の促進を働き掛けること。

(エ) コンビニエンスストア、書店等に対し、不健全な図書類等を児童の目に触れさせない措置を講ずるよう協力を得ること。

イ 少年警察ボランティア等による通報の促進

少年育成課長及び警察署長は、少年警察ボランティア等との連携を強化し、不健全な図書類等についての積極的な通報の促進を図るものとする。

ウ 少年センターとの連携

警察署長は、地域における有害情報抑止対策を効果的に推進するため、少年センターと綿密な連携を図るものとする。

エ 業者の取締り

警察署長は、不健全な図書類等を販売する業者に対し、東京都の告発に基づき、積極的に捜査に当たるものとする。

(2) インターネット上の違法情報及び有害情報の実態把握と事件化

本部長及び警察署長は、インターネット上の違法情報及び有害情報については、日常の警察活動を通じて、情報の収集を図り、その実態の把握に努めるとともに、関係部門と連携を図り、積極的な事件化に努めるものとする。